

新たな「森林・林業基本計画」

森林・林業基本計画は、森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）第11条に基づき策定されているが、おおむね5年ごとに見直すこととされており、6月15日、新たな「森林・林業基本計画」が閣議決定された。

新たな基本計画では、森林・林業・木材産業による「グリーン成長」を掲げ、森林を適正に管理し、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させることで、2050カーボンニュートラルを見据えた豊かな社会経済の実現を目指している。

構成は、次のようになっているが、いくつかの箇所を抜粋して紹介する（黒字の箇所）。

まえがき

第1 森林及び林業に関する施策についての基本的な方針

- 1 前基本計画に基づく施策の評価等
- 2 森林及び林業をめぐる情勢変化等を踏まえた対応方向
 - (1) 森林・林業・木材産業によるグリーン成長
 - (2) 森林資源の適正な管理及び利用
 - (3) 「新しい林業」に向けた取組の展開
 - (4) 木材産業の「国際競争力」と「地場競争力」の強化
 - (5) 都市等における「第2の森林」づくり
 - (6) 新たな山村価値の創造

3 施策展開に当たっての基本的な視点

4 森林・林業・木材産業関係者に特に必要とされる視点

第2 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標

- 1 目標の性格
- 2 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標
- 3 林産物の供給及び利用に関する目標

第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

- 1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策
 - (1) 適切な森林施業の確保
 - (2) 面的なまとまりをもった森林管理
 - (3) 再造林の推進
 - (4) 野生鳥獣による被害への対策の推進
 - (5) 適切な間伐等の推進
 - (6) 路網整備の推進
 - (7) 複層林化と天然生林の保全管理等の推進
 - (8) カーボンニュートラル実現への貢献
 - (9) 国土の保全等の推進
 - (10) 研究・技術開発及びその普及
 - (11) 新たな山村価値の創造

(12) 国民参加の森林づくり等の推進

(13) 国際的な協調及び貢献

- 2 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策
- 3 林産物の供給及び利用の確保に関する施策
- 4 国有林野の管理及び経営に関する施策
- 5 その他横断的に推進すべき施策
- 6 団体に関する施策

第4 森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

第1 森林及び林業に関する施策についての基本的な方針

2 森林及び林業をめぐる情勢変化等を踏まえた対応方向

(1) 森林・林業・木材産業によるグリーン成長

全ての人々が、自然の恵みを受け続けながら、豊かで人間的・文化的な社会経済生活を営むことのできる社会の構築を目指す。このため、国土と自然環境の根幹である森林の適正な管理と、森林資源の持続的な利用を一層推進する。

これにより、林業・木材産業が内包する持続性を高めながら成長発展させ、人々が森林の発揮する多面的機能の恩恵を享受できるようにすることを通じて、社会経済生活の向上とカーボンニュートラルに寄与する「グリーン成長」を実現していく。

(2) 森林資源の適正な管理及び利用

人工林資源の循環利用を推進しつつ、我が国の森林を多様で健全な姿へと誘導していく。このため、林業適地の育成単層林については、適正な伐採と再生林の確保を図る。それ以外の育成単層林は効率的に育成複層林へと誘導していく。あわせて、順応的管理の考え方にに基づき、天然生林について適切な保全管理等を図る。また、気候変動に伴う豪雨の増加等に対応するため、国土強靱化に向けた森林整備及び治山対策を加速していく。

全ての森林は、豊かな生物多様性を支える重要な構成要素であるとの認識に立ち、森林が多様な生物の生育・生息の場として機能し、持続的な林業生産活動を通じて、空間的にも時間的にも多様な森林が形成されるよう、各般の施策を展開していく。

(3) 「新しい林業」に向けた取組の展開

林業については、原木の安定供給や機械化等の取組にとどまらず、生産性や安全性の抜本的な向上を図っていく。このため、従来の施業方法等を見直し、エリートツリーや自動操作機械等の新技術を取り入れて、伐採から再生林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」を目指す取組を展開する。

あわせて、長期にわたり経営し得る権利等と規模を確保し、林業従事者の生活を支える所得と労働環境の向上を図る取組を促進する。これらを通じて「長期にわたる持続的な経営」を実現できる林業経営体を育成していく。

(4) 木材産業の「国際競争力」と「地場競争力」の強化

木材産業については、住宅の品質や構造安全性の確保等を目的とする関係法令、消費者や建築メーカー・プレカット工場など実需者のニーズに的確に対応し、製品を供給していくことが求められている。

このため、主に大規模な製材・合板工場等については、外材や他資材に対抗できる品

質性能の確かな製品を低コストで安定供給できる体制を整備して「国際競争力」を高めていく。あわせて、中小地場の製材工場等については、地域における多様な消費者ニーズをくみ取り、大径材も活用しながら単価の高い板材や平角など多品目を供給できる体制を整備する。これにより、製品の優位性等を向上させて、収益性を有する「地場競争力」を高めていく。

(5) 都市等における「第2の森林」づくり

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「木材利用促進法」という。）の整備、新たな木質部材の開発等により、木造住宅等の既存分野以外でも木材の利用が広がりを見せ始めている。

このため、防耐火や構造計算に対応できる部材の開発・普及、JAS製材の供給体制の強化等により、中高層建築物や非住宅分野等での新たな木材需要の獲得を目指す。また、付加価値の高い木材製品の輸出についても推進する。さらに、木質バイオマスの発電及び熱利用や、風力・地熱発電のための林地の適正な活用を通じて再生可能エネルギーの利用も促進する。これらの取組を通じ、製造時のエネルギー消費が少なく、炭素貯蔵効果の長期発揮が期待できる木材の利用を促進するとともに、温室効果ガスの排出削減にも寄与し、循環型社会の実現を図っていく。

(6) 新たな山村価値の創造

山村地域には、森林の約6割が賦存しており、その土地に根ざした文化や習俗等が引き継がれている。また、森林管理を支える林業従事者が居住する生活基盤としても重要な地域である。少子高齢化と人口減少が進む山村地域での生活を成り立たせていくためには、外部依存性が高く、自立性の弱い経済を克服するとともに、生活の基盤となる集落を維持していくことが不可欠である。その際、山村地域の住民と生活に、地域の森林が何をなし得るのかとの視点を持つことが重要である。

このため、基幹産業たる林業・木材産業のみならず、森林空間を総合的に活用する「森林サービス産業」等の新たな産業を育成することなどで、山村の内発的な発展を図る。また、新型コロナウイルス感染症の流行等を契機として新たなライフスタイルを求める人々に対し、山村地域の魅力を発信することなどを通じて、山村地域と継続的に関わる「関係人口」の拡大を目指す。さらには、集落維持の下支えとして、地域における農林地の管理や利用等の協働活動を促進する

第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策

多面的機能を将来にわたって持続的に発揮できるよう、「指向する森林の状態」へと誘導するための森林の整備及び保全等の施策を総合的かつ体系的に進めていく。その際には、流域保全及び自然環境の保全の観点から、河川事業や自然公園事業等の施策との連携を図る。

(1) 適切な森林施業の確保

ア 森林計画制度の下での適切な施業の推進

「指向する森林の状態」を見据えた多様で健全な森林を育成していくため、森林計画制度の下で、森林所有者等による造林、保育、伐採その他森林施業の適切な実施を推進していく必要がある。このため、地域森林計画や市町村森林整備計画において、地域ご

とに目標とする主伐量や造林量、発揮が期待される機能に応じたゾーニング等を定める。

とりわけ、木材需要が増加している中で、再造林の実施をより効果的に促進するため、新たに、特に植栽による更新に適した区域の設定や、森林資源の保続が可能な主伐量の上限の検討等を進めるよう促す。その際、地域の森林・林業・木材産業関係者の参画を得ながら取組を進める。

また、森林総合監理士等が、市町村への技術的な支援等を適切に担えるよう、継続教育等による技術水準の向上を図りつつ、その育成・確保を図る。

イ 適正な伐採と更新の確保

主伐が増加している中で、皆伐地において粗雑に作設された集材路から土砂の流出・崩壊が発生するケースや、更新方法の検討が十分でないために計画した天然更新が完了していないケースなど、不適切な施業が行われる事案が一部で生じている。

このため、適正な伐採と更新の確保を図るべく、上記の状況変化等を踏まえた伐採造林届出制度の見直しを行いつつ、その制度に基づく指導等の強化を図っていく。具体的には、伐採造林届出書及び森林の状況報告書に係る伐採権者と造林権者の役割等の明確化、集材路の作設など搬出方法に対する指導体制の確立、一定以上の面積で天然更新が計画された場合の現地確認等を推進する。

また、森林窃盗事案を含む無断伐採の発生防止に向けて、警察とも連携した森林パトロールなど従来の取組に加え、衛星画像を活用した伐採箇所の効率的な把握及び監視や、無断伐採等に関する情報を木材流通事業者等に情報提供できる仕組みの実現などに取り組む。

(2) 面的なまとまりをもった森林管理

ア 森林の経営管理の集積等

森林の公益的機能は、一団のまとまりを構成する林分が相互に影響し合い、各機能が重複発揮されることで強力なものとなる。また、小規模零細な所有構造にある我が国の森林においては、森林施業が分散的に行われ効率性を欠くことが多い。このことから、面的なまとまりをもって、森林を経営管理することが重要である。森林所有者の高齢化や相続による世代交代が急速に進む中にあることは、これまでに整備された制度等を最大限活用し、経営管理の集積等を図る必要がある。

このため、引き続き、森林境界の明確化、長期施業受委託等とセットとなった森林経営計画の作成を促進する。また、森林経営管理制度に基づく経営管理権集積計画の作成等が進むよう、市町村の体制整備や技術的支援等に努める。このほか、森林組合系統による森林経営事業、民有林と国有林の連携による森林共同施業団地の取組等を推進する。

なお、所有者不明の森林については、森林経営管理制度や共有者不確知森林制度等の活用を基本に、政府全体における所有者不明土地問題の解決に向けた制度等の検討状況を踏まえつつ、適切な経営管理を促進する。

イ 森林関連情報の整備・提供

森林関連情報については、レーザ測量や衛星画像等の活用を進め、森林資源情報の精度向上を図る。また、森林の土地の所有者届出制度や調査等により得られた情報を林地台帳へ反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図る。その際、固定資産課税台帳情報の市町村内部での利用を適切に行う。これらの情報については、都道府県ごとに導入している標準仕様に基づく森林クラウドに集積して、その共有と高度利用を図る。

さらには、施業集約化に取り組む者等に対し、必要な情報提供を進める。

適正な森林管理、地域森林計画等の樹立、学術研究の発展に資するため、林況や生物多様性等の森林経営の基準・指標に係るデータを継続的に把握する森林資源モニタリングを引き続き実施し、データの公表・活用を進める。

(3) 再造林の推進

ア 優良種苗の安定的な供給

再造林の実施に不可欠な優良種苗を確保するため、林木遺伝資源の収集・保存、第3世代精英樹等の品種開発、採種園・採穂園の整備、種苗生産者に対する育苗技術の指導や生産施設整備、収入保険への加入促進などの取組を進める。

特に造林の省力化や低コスト化を図る観点から、成長に優れたエリートツリー等の種苗、伐採と造林の一貫作業に必要なコンテナ苗の生産体制を整備することとし、原種苗木の増殖技術の開発、特定母樹由来の苗木の増産、コンテナ苗の生産技術の標準化等を進める。

イ 造林適地の選定

林業に適した林地における再造林の実効性を高めていくため、林野土壌調査等の過去文献やレーザ測量などを活用し、造林適地を抽出する技術の高度化に取り組む。また、市町村森林整備計画において、「木材等生産機能維持増進森林」として適切にゾーニングできるよう、これらの技術の普及を図る。さらには、間伐等特措法に基づく新たな措置を活用し、自然的・社会的な条件からみて植栽に適した区域を指定して再造林を促進する。

ウ 造林の省力化と低コスト化

森林資源の持続的な利用と保続培養の観点から、再造林を確実に行うことは不可欠であるが、大きな費用負担や造林作業手の不足が再造林を実施する上での支障となっている。このことから、立木販売収入から再造林費用を賄えるよう、新たな技術を取り入れた省力かつ低コストの造林体系の確立を目指す。

このため、ドローンや林業機械を活用した苗木運搬、伐採と造林の一貫作業や低密度植栽、エリートツリーや大苗等の植栽による下刈り回数の削減等の取組を進める。あわせて、歩掛やマニュアルの作成、低密度植栽等に対応した保安林指定施業要件の見直しなどの条件整備を行う。また、これらの取組を現場実証にとどまらず、事業ベースに拡大させていくため、森林整備事業の補助内容等に適切に反映する。

(4) 野生鳥獣による被害への対策の推進

シカ等野生鳥獣による食害等については、造林地の成林そのものに支障を及ぼすほか、樹木の枯死や下層植生の消失などにより、森林の公益的機能の発揮にも影響を及ぼしている。

このため、鳥獣保護管理施策等との連携を図りつつ、引き続き、効果的かつ効率的な捕獲及び防護技術の開発・実証、林業関係者など地域と連携した捕獲、防護柵等の設置を推進するほか、野生動物管理を担う人材の育成を図る。また、被害発生のおそれのある森林については、市町村森林整備計画において、鳥獣害防止森林区域に積極的に設定して、必要な対策を講じる。このほか、地域の実情に応じて、野生鳥獣の生息環境となる針広混交林等に誘導するなど、野生鳥獣との共存に配慮した対策を適切に推進する。これらの取組と併せ、適切な森林管理等の人為活動を活発化させ、野生鳥獣の農地等へ

の出没の抑制を図る。

(5) 適切な間伐等の推進

人工林の半数は本格的な利用期を迎えているが、未だ保育の段階にあるものも多数存在している。また、温室効果ガスの削減等を図るパリ協定下においては、森林吸収源対策としての間伐等を推進していく必要がある。

このため、間伐等特措法の枠組みも活用しつつ、森林整備事業を引き続き推進するほか、市町村による森林経営管理制度と森林環境譲与税を活用した間伐等を進めていく。間伐の低コスト化や労働安全の観点から、列状間伐等の普及を推進する。また、森林整備事業の補助内容や工程等については、現場の取組状況を適切に反映する。

(6) 路網整備の推進

傾斜区分と作業システムに応じた目指すべき路網密度の水準を踏まえつつ、林道と森林作業道を適切に組み合わせた路網の整備を引き続き進める。その際、災害の激甚化、走行車両の大型化、未利用材の収集運搬の効率化に対応できるよう、河川沿いを避けた尾根寄りの線形選択、余裕のある幅員や曲線部の拡幅、土場等の設置、排水機能の強化などにより、路網の強靱化・長寿命化を図る。

このような観点を踏まえ、路網整備の徹底を図ることとし、林道等の望ましい延長を示すと、現状の19万 km に対して25万 km となる。なお、今後15年間の林道等の整備については約21万 km を目安に進めていく。加えて、既設林道については、改築・改良により質的な向上を図ることとし、木材輸送の効率化が可能な大型車両が安全に通行できる林道の延長を現状の約5千 km から、約7千 km まで増やしていく。

(7) 複層林化と天然生林の保全管理等の推進

ア 生物多様性の保全

(ア) 生物多様性の保全に配慮した森林施業の推進

一定の広がりにおいて、様々な生育段階や樹種から構成される森林が、モザイク状に配置されている「指向する森林の状態」を目指して、多様な森林整備を推進する。

このため、国有林において面的複層林施業等の先導的な取組を進めるとともに、市町村による森林経営管理制度と森林環境譲与税を活用した針広混交林化の取組等を促進する。あわせて、育成単層林施業においても、長伐期化や広葉樹の保残など生物多様性の保全に配慮した施業を推進する。この際、森林所有者等がそれらの施業を選択しやすくするための事例収集や情報提供、モザイク施業等の複層林化に係る技術の普及を行っていく。

(イ) 天然生林等の保全管理の推進

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、農地や草地等と複合生態系を構成する里山林等の保全管理を推進することは、生物多様性を保全していく上で重要である。

天然生林の保全管理に向けては、継続的なモニタリングに取り組むとともに、国有林と民有林が連携して、森林生態系の保存及び復元、点在する希少な森林生態系の保護管理並びにそれらの森林の連続性確保等に取り組む。また、生物多様性に重要な地域を保護・保全するために、法令等による保護地域だけでなく、NPOや住民等によって生物多様性保全がなされている地域などにおける保全管理の取組を推進する。さらに、生活の身近にある二次的な里山林等の継続的な保全管理などを推進する。

(ウ) 生物多様性の保全に向けた国民理解の促進

環境に配慮した商品の提供や購入など、日常生活を含む様々な社会経済活動の中に生物多様性の保全と資源の持続可能な利用を取り込んでいく「生物多様性の主流化」の考え方が世界で広がっており、これに対する国民理解を促進していく必要がある。

このため、生物多様性への理解につながる森林保全活動の展開、地域と国有林とが連携した自然再生活動や森林環境教育等の取組を推進する。また、森林認証等への理解促進など、生物多様性の保全と森林資源の持続可能な利用の調和を図っていく。

イ 公的な関与による森林整備

自然的・社会的条件が悪く林業に適さない場所に位置する森林、奥地水源等の保安林などについては、公益的機能の発揮に向け、公的主体による森林整備を実施体制の整備を図りつつ推進する。

このため、市町村による森林経営管理制度と森林環境譲与税を活用した森林整備、公有林化等を促進していく。都県の森林整備法人等が管理する森林については、共有者不明森林の契約条件変更を行いつつ、針広混交林化等への施業転換、採算性を踏まえた分収比率の見直しなどを進める。さらに、森林整備法人等がその知見を活かして、所有者不明森林に係る所有者の特定や、森林経営管理制度に基づく業務の受託等を行うことで、地域の森林整備の促進に貢献していく。

奥地水源等の保安林については、水源林造成事業により森林造成を計画的に行うとともに、既契約分については育成複層林等への誘導を進めていく。その際、当該契約地の周辺森林も合わせた面的な整備にも取り組む。また、荒廃して機能が低下した保安林については、治山事業による整備を推進する。なお、国有林に隣接・介在する民有林については、公益的機能維持増進協定も活用し、その整備及び保全を図る。これらの実施に当たっては、流域治水との連携を図りつつ進めていく。

ウ 花粉発生源対策の推進(略)

国民の約4割が罹患し、国民病ともいわれる花粉症に対処するため、スギ人工林等の利用を進めるとともに、花粉症対策に資する苗木の生産や植栽、広葉樹の導入による針広混交の育成複層林への誘導等により花粉の少ない森林への転換を図る。また、花粉飛散防止技術についても、その開発等を促進する。

(8) カーボンニュートラル実現への貢献

パリ協定下における温室効果ガス排出削減目標の達成、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、森林・林業・木材産業分野においても、次のような取組を重点的に実施する。具体的には、適切な間伐等の実施、保安林指定による天然生林等の適切な管理・保全などに引き続き取り組む。加えて、中長期的な森林吸収量の確保・強化を図るため、間伐等特措法に基づく新たな措置を活用し、エリートツリー等の再造林を促進する。その際、森林吸収量の算定対象となる森林の育成・管理状況等を定期的に調査・検証し、適切な吸収量等の把握に努めるなど、取組の効率化を図る。

また、製造時のエネルギー消費の比較的少ない木材の利用、化石燃料の代替となる木質バイオマスのエネルギー利用、化石資源由来の製品の代替となる木質系新素材の開発・普及、加工流通等における低炭素化などを通じて、二酸化炭素の排出削減に貢献していく。さらに、耐火部材等の新技術を活用して非住宅分野等にも木材の利用を拡大し、HWP注（伐採木材製品）による炭素の貯蔵を図る。エネルギー利用も含めた木材利用

については、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号。以下「クリーンウッド法」という。）等の運用を通じ、木材調達に係る合法性確認の徹底を図る。

林地には、尾根部の風衝地や火山地域など風力や地熱による発電の立地条件に適した箇所が多くある。それらの再生可能エネルギーの利用促進は、カーボンニュートラルの実現に重要な役割を果たすものである。このため、森林の公益的機能の発揮と地域の合意形成に十分留意しつつ、林地の適正かつ積極的な利用を促進する。

具体的には、風力や地熱による発電施設の設置に関し、マニュアル整備等を通じた国有林野の活用や保安林の解除に係る事務の迅速化・簡素化、保安林内作業許可基準の運用の明確化、地域における協議への参画等を通じた積極的な情報提供などを行い、森林の公益的機能の発揮と調和する再生可能エネルギーの利用促進を図る。

なお、気候変動に伴う豪雨の増加傾向を踏まえた山地災害への対応、気候変動が森林・林業分野に与える影響についての調査・研究、松くい虫被害の被害先端地域における拡大防止等の適応策についても、併せて推進する。

（9）国土の保全等の推進

ア 適正な保安林の配備及び保全管理

特に公益的機能の発揮が要請される森林については、保安林として計画的に指定する。その際、土砂流出や土砂崩壊のおそれのある森林については、土砂流出防備保安林等に適切に指定する。また、衛星画像を活用した巡視等により、保安林の効率的かつ適切な管理を推進する。

保安林以外の私有林については、林地開発許可制度を通じ、森林の土地の適正利用を確保する。近年増加している太陽光発電施設の設置に係る開発については、その特殊性を踏まえた許可基準の適正な運用を通じ、森林の公益的機能の確保を図る。

イ 国民の安全・安心の確保のための効果的な治山事業等の推進

大雨や短時間強雨の発生頻度の増加、豪雪等により、山地災害などが激甚化・頻発化する傾向にあることを踏まえ、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月閣議決定）等に基づき治山対策を推進する。

具体的には、尾根部からの崩壊等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など災害の発生形態の変化等に対応して、流域治水と連携しつつ、次の取組等を行っていく。

（ア）山地災害危険地区等における、きめ細かな治山ダムの配置などによる土砂流出の抑制

（イ）森林整備や山腹斜面への筋工等の組合せによる森林土壌の保全強化

（ウ）渓流域での危険木の伐採、溪流生態系にも配慮した林相転換等による流木災害リスクの軽減

（エ）海岸防災林等の整備強化による津波・風害の防備

これらの事業を効率的に行うため、山地崩壊リスクが高い箇所等をレーザ測量などを活用して把握するほか、施工現場へのICT等の導入を推進する。また、治山ダムの嵩上げ、増厚など既存施設の長寿命化を図るほか、現地の実情に応じた在来種による緑化や治山施設への魚道設置など生物多様性保全の取組に努める。

これらのハード対策と併せて、山地災害危険地区に係る監視体制の強化や情報提

供等のソフト対策の一体的な実施、地域の避難体制との連携により、減災効果の向上を図る。また、引き続き、山地災害危険地区に関する判定情報の調査分析や精度向上に努める。

加えて、国土の保全等に不可欠な森林土木事業を適切かつ着実に実施できるよう、山間部の厳しい条件など現場実態を踏まえた積算や適切な工期設定等を通じ、工事や設計業務等の品質確保と担い手確保に取り組む。

ウ 大規模災害時における迅速な対応

大規模災害等の発災時においては、国の技術系職員の派遣（MAFF-SAT）、地方公共団体や民間コンサルタント等と連携した災害調査、復旧方針の策定など被災地域の復旧支援を行う。その際、被害状況等を迅速に把握するため、衛星画像やヘリコプター、ドローン等を活用した調査を進める。これらの初動対応とあわせ、災害復旧等事業を円滑に実施していく。なお、被災規模が大規模で復旧に高度な技術を要する場合には、地方公共団体の要請を踏まえ、国の直轄事業による復旧を行う。

エ 森林病虫害対策等の推進

松くい虫被害については、地域の自主的な防除活動の推進を図りつつ、駆除予防措置、樹種転換等を適切に組み合わせた防除を引き続き実施する。これらの対策については、被害先端地に重点化するとともに、効率的な被害木探査等に係る技術検証などを行い、その効果を高めていく。また、第二世代の抵抗性品種の開発を引き続き実施する。ナラ枯れ被害については、ナラ枯れ被害対策マニュアルの普及を図りつつ、被害の状況等に応じた駆除予防措置、被害を受けにくい森林づくりなどの取組を引き続き実施する。

このほか、林野火災予防のため、防火意識を高める啓発活動等を実施する。

(10) 研究・技術開発及びその普及（略）

(11) 新たな山村価値の創造

ア 山村の内発的な発展

山村地域での生活を成り立たせていくためには、その自然や風土等を背景として、住民が主体となり地域資源を活かした産業を育成し、地域づくりを行うことを通じ、山村の内発的な発展を図ることが不可欠である。

このため、地域内での経済循環を生み出すべく、森林資源を活用して、林業・木材産業を成長発展させていく。その際、規模拡大や生産性向上の取組だけでなく、中小地場の製材工場等の活性化や未利用材の熱利用などを進めていく。また、農林複合的な所得確保の機会を創出するため、自家労働による木材生産等の取組も促進する。林業・木材産業以外の所得確保の方策として、きのこ、木炭、薪、竹、漆等の特用林産物、広葉樹、ジビエなどの地域資源の発掘と付加価値向上等を図る。加えて、健康・観光・教育など様々な分野で森林空間を活用する「森林サービス産業」や、農泊との連携等を推進し、地域外の力を活かしつつ地域の内発力を高めていく。

イ 山村集落の維持・活性化

山村地域を支える基礎的な社会は集落であり、それを構成する家々の協力が相互に結合して集落を成り立たせている。特に生活の基盤となる農林地の管理及び利用を協働して行うことは、集落の維持・活性化を図る上で重要である。

このため、関係府省による住居、情報基盤、交通などインフラの確保等の施策に加えて、農林地の適正な管理及び利用を図る施策を推進する。具体的には、復旧困難な荒廃

農地等への早生樹植栽などによる継続的な管理と収入機会の創出、生活の身近にある里山林の継続的な保全管理や利用等の協働活動を促進する。

また、集落の新たな支え手を確保できるよう、特定地域づくり事業協同組合等の枠組みの活用や、多様な人々の農林業体験等への参加を促進する。さらに、林業高校・大学校への就学、「緑の雇用」事業によるトライアル雇用、地域おこし協力隊への参加等を契機とした移住・定住の促進を図る。

ウ 関係人口の拡大

我が国全体が人口減少の時代を迎える中、山村地域にあっては、定住の促進を図るだけでなく、山村地域やその住民と継続的かつ多様に関わる「関係人口」を拡大させていくことが効果的である。

このため、幼少期からの森林環境教育を推進することで、将来の社会の担い手となる子供たちの山村への理解・関心を高めていく。また、近年では宿泊型の健康ツアー、マウンテンバイク・トレイルツアー、自然共生型アウトドアパーク等の取組が広がっている。このような新しいニーズを踏まえ、「森林サービス産業」の推進と、農泊や国立公園・温泉地等と連携したワーケーションなどにより、森林の多様な活用を図っていく。さらに、森林環境税及び森林環境譲与税の創設を契機として、都市部と山村地域とが交流する取組を進めていく。

これらの取組を通じて、新たなライフスタイルを提案し、都市部の「コト消費」ニーズを取り込み、関係人口の拡大を図る。あわせて、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と社会経済活動との両立を図る「新たな日常」にも対応していく。

(12) 国民参加の森林づくり等の推進

ア 森林整備に対する国民理解の促進

森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、国民一人一人が等しく負担を分かち合い、森林整備等を進めるため、森林環境税及び森林環境譲与税が創設された。各地方公共団体においては、国民理解の醸成に向け、その活用による森林整備やそれを担うべき人材の育成・確保、木材利用の促進等の取組を着実に進め、その取組状況など使途の公表を行っていく。

イ 国民参加の森林づくり

多様な主体による植樹など森林づくり活動の促進に向けては、企業・NPO等のネットワーク化、全国植樹祭等の緑化行事の開催を通じた普及啓発活動の促進に努める。また、国有林におけるフィールドや情報の提供、技術指導等を推進する。これらの取組や森林整備の推進等により、10年間で1億本植樹を目指す国民運動を展開していく。

森林環境教育等の充実を図るため、幼児教育や学校教育等における森林空間を活用した教育プログラム、人材育成の効果的な方策などの情報提供等を行う。また、関係府省や教育機関等とも連携し、小中学校の「総合的な学習の時間」等における学校林活動などを推進する。

(13) 国際的な協調及び貢献 (略)